

期の町村制によっても変化しないまま戦後まで維持されていた。ところが、戦後、相次ぐ町村合併によって宝塚市が成立すると、地区住民の間にこの財産が最終的に宝塚市の所有する財産になってしまうのではないか、という危惧が生まれることになったのである。

川面地区では昭和35（1960）年になって川面地区内の水利組合を中心として払い下げの活動が組織された。この払い下げにかかわった地元の住民はその理由について「このままほっといたらまるっきり市のものにされてしまうことで、今やったら、あんまり年数たってへんから何とか、とりもどさないかんということ」であったと述べている。

この川面地区の水利組合を中心とした払い下げは1年余りの運動の結果として市議会で承認されたといわれている。川面地区の水利組合はひとたびため池の払い下げに成功し、溜池は代表者によって登記された。しかし、その後、水利組合の中では払い下げを受けた溜池をめぐって紛議が生じる。複数の人々の話を総合すると、要するにため池の持ち分をどうするのかについて一致できなかったためのようである。その後、同じ時期に設立された「部落有財産運営委員会」の申し入れがあり、「水利組合のなかで、こんなもん、ごちゃごちゃいうてもめてるより、元の川面村へやってまえ」ということで、この溜池の所有権は財産区に移ることになったのである。

この市域全域に広がった払い下げの動きは昭和36（1961）年には終息する。それは宝塚市が『宝塚市部落有財産取扱要綱（昭和36年8月）（部落有財産）について』を発表したからである。市は部落有財産について次のように取り扱いをさだめている。すなわち「（部落有財産）は…部落は『市町村の一部』として存在し、法的には人格を有しない。居住者の任意の団体でありますから、その法的準拠は…町村制124条にその引継である現行地方自治法の財産区規程による以外にない」とした。以降、大字名義で表示された部落有財産は財産区財産になったのである。

ところでこのようなプロセスから浮かび上がる川面地区における地区共有財産の取り扱いは、転入者に対して開放的なものであったとはとてもい

えない。また旧村民の中で高齢者の一人は、かつての地区の中では「山株と伊勢講はいっとたら一人前」といわれていたことを記憶している。聞き取りのみであるので正確ではないかもしれないが、以上の歴史的経緯を考えあわせるならば、川面地区にもかつては厳格な成員権があったことが想定される。では、なぜ今日の財産区では転入者にも成員権を拡大しているのだろうか。

4. 財産区の開放化を規定する要因

4-1. 村民の主体性を鼓舞する活動

すでにふれたように、川面地区の範域は戦前に分離したS町をのぞいて、ほぼかつての区に該当する広がりを維持している。

ただ戦後の川面地区についていえば、この区行政の伝統をもつ地区にしては、外部から眺める者の目からすれば、やや結束の弱い地区にみえないこともなかった。それは地区全体に多数の自治会が分立しているにもかかわらず、昭和62（1987）年に自治会連合会を結成するまで部落有財産運営委員会以外には地区全体を包括する組織がなかったことによる。

これは地域生活における旧村民の関心が、地区という広がりよりも「川面六町」という広がりの組織や関係に向けられてきたからであろう。この「六町」は、祭礼の単位となっているばかりではなく、伊勢講などの伝統的な組織はもちろん、消防団などの組織の単位でもあった。聞き取りによれば消防団を担ったのは各「町」単位に設けられた青年団であり、青年団同士の交流も盛んで、消防団はよくまとまっていたという。もっとも今日では消防団は解散し、各「町」の青年団も祭礼の時だけ結成されるのみとなっている。

このように「六町」を単位とする旧村民の活動が長期的にみればやや弛緩しつつある一方で、今日の川面地区では旧村民の働きかけによって地区全体を包括する新しいタイプの活動が組織されるようになっている。（第4表）この住民活動は、たとえばだんじりの保存であったり、地域の防災を目標とするものなど、目的そのものは多様である。にもかかわらず、そこには注目すべきいくつ